

## 建築士制度小委員会（第6回）議事次第

日時：平成19年12月6日（木）

10:00～12:00

場所：合同庁舎2号館低層棟共用会議室 2A、2B

### 1. 開会

### 2. 議事

- (1) 第5回建築士制度小委員会議事要旨の確認について
- (2) 建築士制度小委員会とりまとめについて
- (3) その他

### 3. 挨拶

### 4. 閉会

#### <配付資料>

- 資料 1 建築士制度小委員会（第5回）議事要旨（案）
- 資料 2 建築士制度小委員会とりまとめ（案）
- 資料 3 残された論点について
- 資料 4 建築士制度小委員会とりまとめ（概要案）
- 資料 5 「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について

参考資料 1 建築士制度小委員会委員名簿

参考資料 2 建築士制度小委員会のスケジュール

参考資料 3 社会資本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）

参考資料 4 社会資本整備審議会答申（抜粋）（受験資格部分）

参考資料 5 建築士法第14条第4号に基づく学校認定における運用基準

## 建築士制度小委員会（第5回）議事要旨

日 時：平成19年11月6日（火）15:30～17:30

場 所：国土交通省合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者：村上小委員長、青木委員、金子委員（代理）、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、戸田委員（代理）服部委員、藤本委員、牧村委員、町井委員（代理）、三栖委員

### 【議事要旨】

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、建築士受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の受験資格）について、論点整理、今後の方向性の説明を行った。
- 国土交通省より、講習制度に関する残された論点について説明を行った。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった。

### 《学歴要件（指定科目）》

- ・ 建築に関する科目を60～65単位取得することは、建築学科卒業と同じような要件となっていると考えるが、どうして学科認定を行わず、敢えて指定科目という複雑な制度設計とするのか。
- ・ バランスよく履修することをチェックするに際し、9分野では細かくないか。
- ・ 建築士資格の水準をきちんとしたものとし、設計・工事監理の専門資格者として十分な知識を得ているかを確認するためには、9分野の方が好ましい。
- ・ 建築施工というネーミングは、建築生産として方がよいのではないか。

### 《実務経験要件》

- ・ 大学院について、プロフェッショナルスクールを認めることは好ましいが、早期に内容を確定しないと、大学側で対応が困難となる。
- ・ 設計・工事監理に厳格化すべきであり、施工管理業務や建築確認は認められないのではないか。一方、建築士のその他業務は建築士事務所で行うものであり、認めてよいのではないか。
- ・ 設計・工事監理に役に立つ業務であっても、設計・工事監理のために必須の業務ではなく、実務経験としては認められないのではないか。
- ・ 建築一式工事の施工管理と別に設備関係の施工管理が行われている実態から見れば、建築一

式工事の施工管理が認められるのであれば、同様に、設備関係の施工管理も認められるのではないか。

- ・ 建築確認業務も、設計図書が読めて、工事監理の知識も十分必要であり、建築士として十分な実務経験と言える。
- ・ 一つの建築物に関わり、設計・施工・建築確認等を行っている、建築生産の現場に関わる者について、実務経験として認めてよいのではないか。

#### 《専門能力を有する技術者の受験資格》

- ・ 建築設計の専門分化を踏まえれば、建築設備士に一級建築士受験資格を付与し、活用していくことは問題ない。

#### 《講習制度》

- ・ 構造・設備の講習に關し、レベルを高くしすぎて、資格者が限定された場合、設計が滯って、問題になる可能性があり、配慮が必要。
- ・ 必要とされる資格者が確保できない場合、資格者は資格が取れなかつた人が設計したものについて、法適合確認を行う業務に忙殺されることが懸念される。
- ・ 資格者のレベルは維持しつつ、移行期には弾力的な講習の実施を検討すべき。
- ・ 既存の資格者についても十分に活用することも検討すべき。

## 建築士制度小委員会とりまとめ（案）

### はじめに

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年8月31日に取りまとめられた社会資本整備審議会答申（「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」）に基づき、第165回臨時国会に提出され、成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は、平成18年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされている。

建築士制度に対する国民の信頼を回復させるためには、この改正建築士法の施行に万全を期す必要がある。このため、政省令等に規定される事項を含む具体的な制度設計について、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会で引き続き議論を行うこととし、その専門的な検討を行うため、平成19年3月に「建築士制度小委員会」が設置された。

「建築士制度小委員会」での主な検討事項は以下に示すものであり、平成19年1月をもとに基本制度部会に対し、検討内容を報告することとされた。

- ・ 建築士試験の受験資格（学歴要件、実務経験要件、専門能力を有する技術者の建築士試験受験資格）の見直し
- ・ 講習制度（講義・修了考査の内容、構造／設備設計一級建築士の同等認定のあり方等）について

「建築士制度小委員会」では、4月以降12月に至るまで、6回にわたる議論を行い、今般、その成果をとりまとめることとした。今回のとりまとめで示した考え方を踏まえ、今後、具体的な制度設計が行われることを期待するものである。

なお、建築士試験、講習の実施等にあたっては、制度改正の内容について、関係者に十分に周知するとともに、その運用について、実情を踏まえた柔軟な対応をとることで、新たな制度に円滑に移行できるよう留意する必要がある。

## 建築士試験の受験資格の見直しについて

建築士の資格付与の前提となる建築士試験については、原則として、一定の学歴要件を満たしたうえで、一定期間以上の建築に関する実務経験を有していることを受験資格としている。

社会资本整備審議会答申のなかでは、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証したうえで資格を付与すべきとの指摘があり、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

#### 1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格（学歴要件）となる「建築に関する指定科目」の設定にあたっては、指定された科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとして設定すべきである。しかしながら、一方で、建築の教育課程は総じて自由度が高いうえ、大学等に対する社会の要請や設置基準の自由化等の影響でさらに多様化している実態があることから、建築士受験資格のための指定科目を設定することが、こうした建築教育の実態に制約を加えることのないように留意する必要がある。

#### 2) 建築に関する指定科目

- 一定の自由度を確保しつつ、必要不可欠な項目を必ず履修させるために、建築に関する各分野（建築計画、設計製図、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産等）ごとに必要単位をバランスよく取得するよう別添資料を参考に、建築に関する指定科目を設定すべきである。
- なお、今回の見直しは、学科卒業を持って学歴要件としているこれまでの仕組みとは実務的に大きく異なり、所定の科目を履修していることの確認のための業務やこれに伴う費用が増加することが見込まれる。したがって、今後、国土交通省において指定科目を定め、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センター等において、この仕組みを運用するにあたり、大学、高等専門学校、工業高校等の実務者と十分に意見交換を行うなど、円滑な制度移行に向け、十分に配慮する必要がある。

### 3) 指定科目の具体的な内容

- 指定科目の具体的な内容については、以下の整理とすべきである。
  - ・ 建築以外の分野との境界領域的な科目との線引きについては、
    - ① 「建築計画・設計製図」「環境工学・建築設備」の分野における指定科目は、原則として、当該科目が建築（住宅含む）を主な対象とし題材としているものとする。
    - ② 「建築構造」「建築生産」等の分野における指定科目は、当該科目が特段、建築（住宅を含む）を主な対象としていないものも含める。
  - ・ 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としない。

### 4) 指定科目の確認の方法

- 大学等の個別の科目が基準に該当しているかどうかの確認の方法について、国土交通省・指定試験機関である(財)建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべきである。また、チェックの結果、確認された科目については、大学等への通知を行うとともに、ホームページに掲載する等の情報提供を行うことを検討すべきである。
- また、受験時に、各々の受験者が基準に該当した科目を履修しているかどうかの確認の方法については、大学等が各々の受験者に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべきである。

## 2. 実務経験要件について

### 1) 基本的考え方

- 建築士試験の受験資格である建築に関する実務経験については、建築士として必要な知識及び技能を現実に修得する実務訓練を得る機会として適切に定める必要がある。したがって、建築士の独占業務である設計・工事監理に必要な知識・能力が、その業務の中で獲得できる実務経験とすべきである。  
具体的には、「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」、すなわち、建築士となつた際に、建築物全体を取りまとめ、設計・工事監理を行う能力が獲得できる実務経験とすべきである。

### 2) 実務経験の具体的な内容

- 「設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力」を獲得できるような実務経験として、設計・工事監理に関する実務経験と同等に評価できるものとして、「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべきである。具体的には、以下の取扱いとすべきである。
  - ・ 設計・工事監理を行う営繕業務や設計図書と建築関係法規の整合を確認する建築確認に関する業務は実務経験として認める。
  - ・ 設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる建築一式工事や大工工事（造作工事等は除く。）における施工管理に関する業務は実務経験として認める。
  - ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
  - ・ 大学院における教育課程においては、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練となるような内容を充足している教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める。
  - ・ いわゆる各種工事の施工管理や設計図書・施工図等の図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

### 3) 実務経験の確認の方法

実務経験の確認の方法については、現在実施している申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすることで、現在の実務経験審査の精度をより向上させることとすべきである。

また、原則として、管理建築士等の建築士が証明することとすべきであるが、これが困難な場合は他の責任ある立場の者が証明する、証明がやむを得ずできない場合はその理由を提出する等の工夫を検討すべきである。

## 3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

今回の建築士受験資格の見直しは、建築設計の高度化、専門分化を踏まえ、建築士に本来期待されている設計・工事監理業務に必要な能力を的確に検証した上で資格を付与する方向での見直しとなっている。

こうした見直しの考え方を踏まえ、専門能力を有する技術者として建築士法上位置

付けられている建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべきである。

## 講習制度について

今回の改正建築士法が施行されると、様々な講習制度が導入されることとなる。適切な設計及び工事監理の業務を遂行できる建築士の資質、能力を確保するとともに、建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ構造設計・設備設計の適正化を図る観点から、具体的な制度設計について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1. 講習の基本的枠組みについて

建築士の定期講習、構造／設備設計一級建築士講習、構造／設備設計一級建築士定期講習、管理建築士講習の全てについて、講義と修了考査を併せて実施すべきである。

また、建築士の資質・能力の向上、構造設計・設備設計の適正化等に対応するためには厳格な修了考査を実施するなど、登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべきである。

### 2. 建築士の定期講習について

建築士事務所に所属し、業に携わる建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

なお、建築士の種別に応じ、一級・二級・木造の3種類の定期講習が実施されることとなるが、例えば、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受講したものとみなす等、弾力的な取扱いとすべきである。

#### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 法令に関する科目として、建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等

- ② 設計及び工事監理に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考査を実施する。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考査問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受けることとする。

## 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考査問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表することとすべきである。

## 3. 構造／設備設計一級建築士講習について

一定規模以上の建築物の構造／設備設計に関し、設計又は法適合確認を行う構造／設備設計一級建築士に資格を付与するに際し、受講する構造／設備設計一級建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、建築基準法等の法規、法適合性確認 等
    - ② 構造／建築設備に関する科目として、設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理 等

とし、具体的な内容は告示等で明確化する。

- ・ 講義内容に関し、構造については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を行うこととし、設備については、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を行うこととする。
- ・ 設計能力と法適合性確認の能力を確認するため、1日程度の修了考査を実施する。修了考査は、択一方式、記述方式、図面作成等により判定する。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、合格できなかった修了考査に関する講義を受講し、修了考査を受けることとする。

### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考査問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考査の水準を担保するため、修了考査の基準を作成すべきである。

### 3) 実務経験審査

- 実務経験審査については、建築士として5年間（60ヶ月）の構造／設備設計の実務経験に関し、構造／設備設計を行った建築物ごとに、その内容（建築物の名称、構造、規模、担当業務、業務上の立場、設計等に携わった期間等）を提出させる等により確認すべきである。
- また、建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべきである。具体的には、
  - ① 原則として管理建築士が行うこととし、
  - ② 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士が行い、
  - ③ 個人事務所の場合や管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることがべきである。なお、上記③のケースでは、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。

### 4) 同等認定

- 構造／設備設計の実態や法律に位置付けられた類似の資格があることを踏まえ、実務経験や講習受講に関して、以下のとおり、同等認定を行うべきである。
  - ① 法律上の実務経験は「構造／設備設計」となっているが、設計実務の現状に鑑みて、工事監理を行っている場合も、実務経験と認める。
  - ② また、これまで実際に構造／設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計

者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、例えば、建築士法施行までに行われた設計の補助業務については、実務経験と認める。(一方で、建築士法施行以降は設計・工事監理業務に限定する。)

- ③ 「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った業務も含め、これを一級建築士として設備設計を行うことと同等として実務経験と認める。
- ④ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
- ⑤ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除する。

#### 5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- 法施行時に、特に地方部において、構造／設備設計一級建築士が不足し、建築設計が停滞するとの懸念があることを踏まえ、法施行までに行われる講習で大臣が定めることとされている、いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要となる技術者の確保に十分配慮すべきである。また、「みなし講習」においては、既存の関係する資格取得者について、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応を検討すべきである。

### 4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

構造／設備設計一級建築士に対し、3年ごとの受講を義務付ける構造／設備設計一級建築士定期講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

#### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 前回講習を受講した後の法令改正等の内容、設計・法適合確認の知識・能力の確認等を行うこととし、1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 構造／設備関係規定に関する科目として、構造／設備関係規定の近年の改正内容 等
    - ② 構造／設備設計に関する科目として、最新の建築技術、設計・工事監理の実

- 務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理 等とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考查を実施する。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考查問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。
- 修了考查の水準を担保するため、修了考查の基準を作成すべきである。

## 5. 管理建築士講習について

建築士事務所の技術的総括を行う管理建築士の要件として行う管理建築士講習の概要について、以下の方向でとりまとめを行った。

1) 講義・修了考查

- 講義・修了考查については、以下の方向で整理すべきである。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考查1時間程度）。
  - ・ 講義内容は、
    - ① 関係法令に関する科目として、建築士法等のうち建築士事務所業務に関連する事項 等
    - ② 建築物の品質管理に関する科目として、業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止 等
- とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 講義内容の理解度を確認するため、1時間程度の○×方式の修了考查を実施する。
- ・ 修了考查問題は、講義内容に応じバランスよく出題することとし、テキストに類似問題が記載されているような場合を除き、テキストの持込みを特に禁止しないこととする。
- ・ 修了考查問題の問題数については、問題難易度、合格水準等と併せて、1時間で実施可能な出題数に設定するべく、検討する。
- ・ 修了考查に合格できなかった者は、再度、講義・修了考查を受けることとする。

2) 登録講習機関の実施体制等

- 修了考查問題の作成及び結果の判定は、登録講習機関ごとに、建築士を含む合議

制の機関（作成委員会）を設置し、行うこととすべきである。

- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考查問題を過度に反復使用することを制限する観点から、講習実施回数に応じ、修了考查問題をストックさせることを検討すべきである。
- 登録講習機関による講習実施の透明性を高める観点から、講習教材、修了考查問題、修了考查の合格基準点等を公表することとすべきである。

### 3) 実務経験審査

- 3年間の実務経験内容は、原則として、建築士事務所における実務経験（建築士法に定める建築士事務所開設が必要となる業務）とし、その具体的な内容を提出されることにより確認すべきである。
- 実務経験審査については、原則として管理建築士が行うこととし、管理建築士が死亡等の場合でこれらの証明が出来ない場合は、他の建築士が証明を行うこととし、あくまでも、建築士による証明を求めることがべきである。  
なお、他の建築士が証明を行う場合は、建築士関係の団体が面接等を行い、その実務経験を証明することについても、今後検討を行うべきである。
- 管理建築士講習に関し、当初3年間は、法施行時点で既に建築士事務所の管理建築士である者が大量に受講することが見込まれ、この場合の実務経験審査について建築士事務所登録の際の資料等を活用するなど、弾力的な対応について検討すべきである。

## 大臣の指定する建築に関する科目(案)

分類	標準的な授業内容	標準的な科目の例	必要単位数
建築設計 製図	建築物及び工作物等を設計したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等	図学、基礎製図、建築設計製図、建築 CAD 演習 等	
建築計画	単体建築物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの	建築計画、住宅計画、住宅地計画、建築防災計画、都市計画、地域計画、景観工学、建築意匠、建築史等	建築・住宅に関するものに限る。
建築環境 工学	建築等の環境において人体の健康等に及ぼす影響を考察するもの	建築環境工学、建築音響学、建築音環境計画、建築光環境計画、建築熱環境計画、建築環境測定 等	
建築設備	建築物等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの	建築設備、建築設備理論、防災設備論、衛生工学 等	
構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論	構造力学、材料力学、土質力学、構造解析、振動解析、構造実験 等	
建築一般 構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの	建築一般構造、建築構法、構造計画、鉄骨構造、木構造、鉄筋コンクリート構造、耐震構造、建築防火工学 等	
建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの	建築材料学、建築材料計画、建築材料実験等	
建築生産	建築又は建設の工事の実施及び建築生産に関するもの	建築施工、建築生産、建築生産管理、建築積算、建築経済学 等	
建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法令及び建築行政に関するもの	建築法規、建築都市法規、建築行政 等	
その他	上記分類以外のその他建築に関するもの	建築情報処理演習、建築造形演習、測量学実習、ランドスケープ、建築職能論、建築倫理 等	
合計			

(注)対象外となる科目の例

交通計画学、上下水道工学、水理工学、河川工学、河川環境工学、海岸環境工学、港湾工学、鉄道工学、土木振動学、道路工学、橋梁工学、数理解析、情報処理、絵画、彫塑 等

## 指定科目の必要単位数について

### ① 分野ごとの必要単位数等

	《一級建築士》	《二級・木造建築士》 大学・短大・高専の場合	《二級・木造建築士》 工業高校の場合
建築設計製図	(7 単位以上)	(5 単位以上)	(3 単位以上)
建築計画	(7 単位以上)		
建築環境工学	(2 単位以上)	(7 単位以上)	(2 単位以上)
建築設備	(2 単位以上)		
構造力学	(4 単位以上)		
建築一般構造	(3 単位以上)	(6 単位以上)	(3 単位以上)
建築材料	(2 単位以上)		
建築生産	(2 単位以上)	(1 単位以上)	(1 単位以上)
建築法規	(1 単位以上)	(1 単位以上)	(1 単位以上)
上記の最低単位数	30 単位程度	20 単位程度	10 単位程度
その他	適宜	適宜	適宜
合計最低単位数	<4年制大学> 60 単位程度 <短大・高専> 40 単位程度	<4年制大学・短大・高専> 40 単位程度	<工業高校> 20 単位程度

### ② 大学等の別による必要単位数等

	一級建築士の実務経験			二級・木造建築士の実務経験	
	2年	3年	4年	0年	3年
大学	60 (30)	<50(30)>	<40(30)>	40(20)	
短大(3年)		50(30)	<40(30)>	40(20)	
短大(2年)			40(30)	40(20)	
高専			40(30)	40(20)	
工業高校					20(10)

(注) <>書きは、同等認定を行う予定（国土交通大臣による同等認定）。

( )書きは、その他以外の9分野の最低単位数を示し、内数である。

## 実務経験要件の新旧対照

現行	変更（案）
<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連</p> <p>△建築物の設計・工事監理…○</p> <p>△建築物の施工管理…○</p> <p>・建築一式工事の施工管理…○</p> <p>・大工工事の施工管理…○</p> <p>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…○</p> <p>・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…○</p> <p>・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…○</p>	<p>①建築物の設計・工事監理、施工管理関連</p> <p>△建築物の設計・工事監理…○</p> <p>△建築物の施工管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築一式工事の施工管理…○</li> <li>・大工工事（造作工事等を除く。）の施工管理…○</li> </ul> <p>（注：上記の2つは、いずれも、設計図書・施工図等を作成するなど、こうした図書と密接に関わりを持つつつ、建築物全体を取りまとめるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠工事、鉄筋工事等の施工管理、鋼構造物関係の施工管理、その他の各部工事関係（屋根、防水工事、タイル工事等）の施工管理…×</li> <li>・建築材料・部品関係（カーテンウォール、サッシ等）の施工管理…×</li> <li>・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備又は防災設備の施工管理…×</li> </ul>
②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）	②建築積算関連…○（単なる計算業務を除く。）
<p>③建築士のその他業務関連等</p> <p>△ 建築士法第21条で規定する建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…○</p> <p>△営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…○</p>	<p>③建築士のその他業務関連等</p> <p>△ 建築士法第21条で規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務…×</p> <p>△ 建築士法第21条で規定する建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務…○</p> <p>△営業関連（建築に関するセールスエンジニア）…×</p>
<p>④官公庁での建築行政・營繕</p> <p>△建築行政…○</p> <p>△建築確認…○</p> <p>△建築營繕…○</p> <p>△都市計画関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画コンサルタント…○</li> <li>・区画整理事業補償（建築に係る業務）…○</li> </ul>	<p>④官公庁での建築行政・營繕</p> <p>△建築行政…×</p> <p>△建築確認…○</p> <p>△建築營繕…○</p> <p>△都市計画関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画コンサルタント…×</li> <li>・区画整理事業補償（建築に係る業務）…×</li> </ul>
<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究</p> <p>…条件付きで（課程修了者、研究テーマ、指導教官の証明等）○</p>	<p>⑤建築（工）学関係大学院での建築に関する研究</p> <p>…通常の大学院での研究×。ただし、設計・工事監理に関する業務についての実務的な教育…○</p>

### 残された論点について

#### [指定科目に関して]

- 指定科目の確認に関し、JABEEとの連携を検討すべきとの意見があった。

#### [実務経験要件に関して]

- 建築確認に関する業務、建築一式工事における施工管理に関する業務、建築工事の指導監督・耐震診断等に関する業務について、実務経験として認めるべきでないとの意見があった。
- 空調・換気設備、電気設備等の建築設備工事の施工管理についても、実務経験として認めるべきとの意見があった。
- 大学院において、設計・工事監理の実務訓練となる教育を受ける場合等の実務経験を認めるに際しても、1年を限度とすべきとの意見があった。

#### [構造／設備設計一級建築士講習に関して]

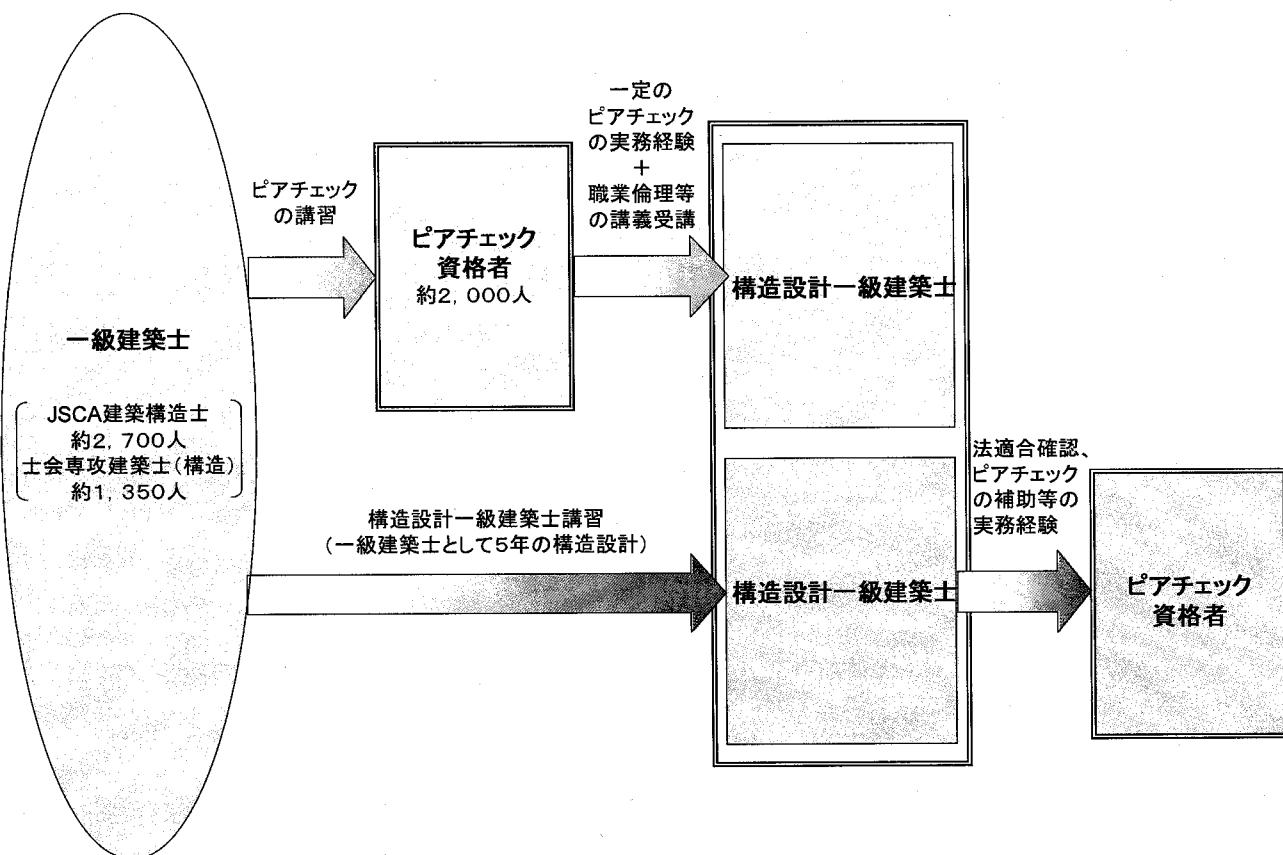
- 一級建築士である建築設備士の場合、建築設備士としての実務経験（建築士に意見を述べる業務）について、一級建築士になる前に行つたものも含め、一級建築士として設備設計を行つた実務経験と同等としてよいと考えるがどうか。
- 法施行時に必要となる技術者を確保するため、別添のとおり、弾力的な取扱いを行うことを考えているがどうか。

#### [管理建築士講習の実務経験に関して]

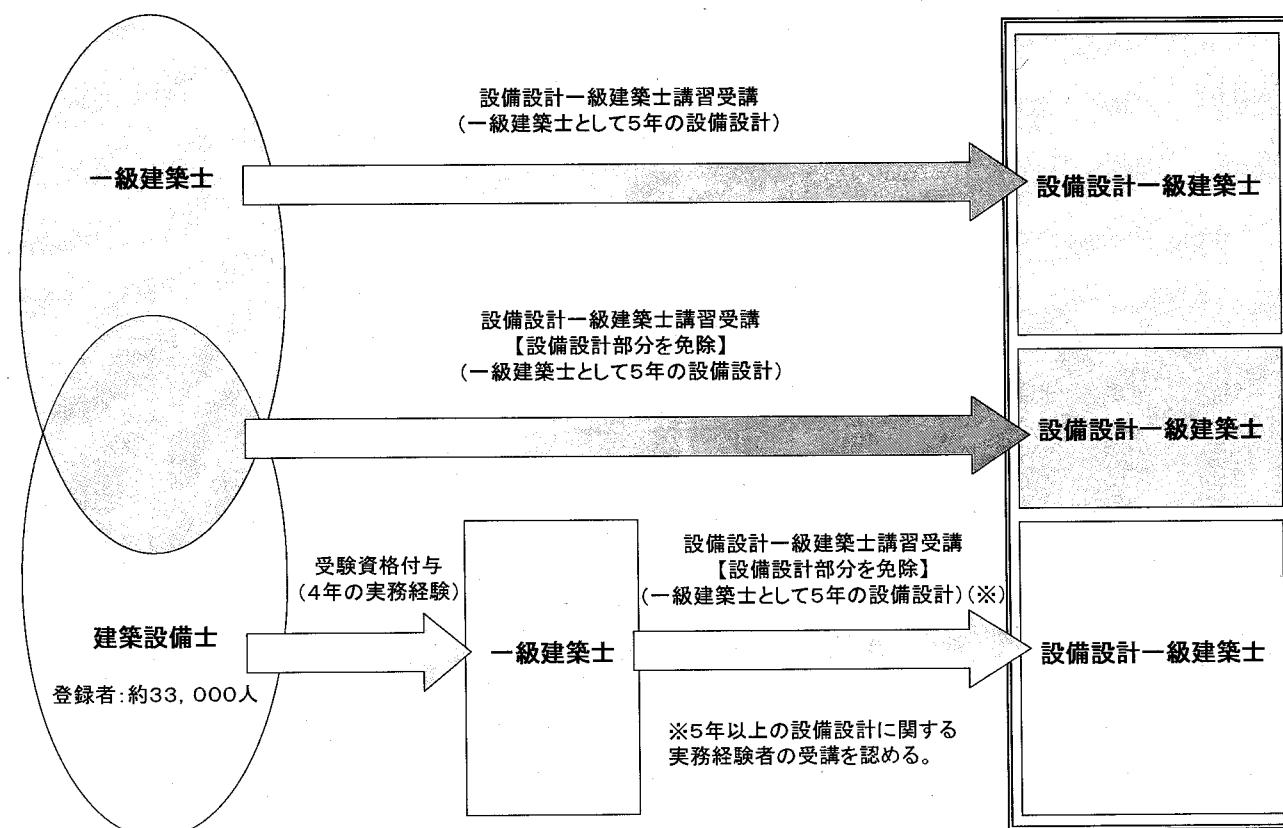
- 行政の官署部局等における実務経験も認めてよいと考えるがどうか。

(別添)

## 必要となる技術者の確保のための措置(構造)



## 必要となる技術者の確保のための措置(設備)



## 建築士制度小委員会とりまとめ（概要案）

### 建築士試験の受験資格の見直しについて

#### 1. 学歴要件の見直し（建築に関する指定科目の設定）について

##### 1) 基本的考え方

- 指定科目を履修することで、建築士の独占業務である設計・工事監理を行うために必要な知識が得られるようなものとすべき。一方で、建築教育の実態に過度に制約を加えることのないように留意。

##### 2) 建築に関する指定科目

- 建築に関する各分野ごとに必要単位をバランスよく取得するよう、建築に関する指定科目を設定すべき。

##### 3) 指定科目の具体的な内容

- 広く工学全般を対象とするような基礎科目（例：数学、物理学、電気工学）は指定科目の対象としないこととすべき。

##### 4) 指定科目の確認の方法

- （財）建築技術教育普及センター等が事前に大学等から取り寄せたシラバスをチェックすることを検討すべき。
- 大学等が各々の受験生に関し、指定科目の履修を証明した履修証明証を発行する方向で検討すべき。

#### 2. 実務経験要件について

##### 1) 基本的考え方

- 設計・工事監理に際し、意匠・構造・設備等の専門別の業務を理解し、指示し、まとめあげ、チェックできる能力が獲得できる実務経験とすべき。

##### 2) 実務経験の具体的な内容

- 「設計図書・施工図等の図書と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる又は建築物全体と各部の整合や建築関係法規の整合を確認するような業務」を認めるべき。具体的には、以下の取扱いとすべき。

- ・ 営繕業務や建築確認に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 設計図書等と密接に関わりを持ちつつ、建築物全体を取りまとめる建築一式工事や

大工工事における施工管理に関する業務は実務経験として認める。

- ・ 建築士のその他業務のうち、建築工事の指導監督、耐震診断等に関する業務は実務経験として認める。
- ・ 大学院において、設計・工事監理に関する業務についての実務訓練となるような教育を受ける場合等に限り、これを実務経験として認める
- ・ いわゆる各種工事の施工管理や設計図書と密接な関わりを持たない営業等の業務、都市計画行政や建築に関する研究・教育の経験等は実務経験とは認めない。

### 3) 実務経験の確認の方法

申込時の対面審査を維持しつつ、追加的に管理建築士等の証明を要件とすべき。

### 3. 専門能力を有する技術者の受験資格見直しについて

建築設備士について、二級建築士と同等の能力を有する者として、4年の実務経験を要件として、一級建築士の受験資格を付与すべき。

## 講習制度について

### 1. 講習の基本的枠組みについて

- 全ての講習について、講義と修了考査を併せて実施すべき。
- 登録講習機関ごとの講習水準を適切に確保するため、省令に規定する講習事務の実施基準等において、詳細に規定を行うべき。

### 2. 建築士の定期講習について

#### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。
  - ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
  - ・ 講義内容は告示等で明確化。
    - ①法令に関する科目（建築基準法・建築士法等の近年の改正内容等）、
    - ②設計及び工事監理に関する科目（最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
  - ・ 1時間程度の〇×方式の修了考査を実施。
  - ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題。

#### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。

- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題をストックさせることを検討すべき。
- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表すべき。

### 3. 構造／設備設計一級建築士講習について

#### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。
  - ・ 3日～4日程度の講習とする（講義2日～3日程度、修了考査1日程度）。
  - ・ 講義内容は告示等で明確化。
    - ① 構造／設備関係規定に関する科目（建築基準法等の法規、法適合性確認等）
    - ② 構造／建築設備に関する科目（設計実務、建築物の事故事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
  - ・ 構造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等に関し全般的に講義を実施。設備は、空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備等に関し全般的に講義を実施。
  - ・ 1日程度の修了考査を実施。択一方式、記述方式、図面作成等により判定。
  - ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、その講義・修了考査を受ける。

#### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。
- 修了考査の基準を作成すべき。

#### 3) 実務経験審査

- 設計を行った建築物ごとに、その内容を提出させる等により確認すべき。
- 建築物ごとの実務経験について、第三者が証明することとすべき

#### 4) 同等認定

- 実務経験や講習受講に関して、同等認定を行うべき。
  - ・ 建築設備士が建築士に対し意見を述べる実務経験を、建築士が設備設計を行う実務経験と同等認定。
  - ・ 「構造計算適合性判定資格者」について、実務経験の状況を考慮したうえで、構造設計一級建築士講習のうち、職業倫理等に関する講義のみを受講することとし、その他の講義・修了考査を免除する。
  - ・ 「建築設備士」について、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習のうち、設備設計に関連する講義・修了考査の部分を免除。

#### 5) みなし講習の活用など弾力的な取扱い

- いわゆる「みなし講習」を活用するなどにより、新たな制度に円滑に移行できるよう、必要な技術者の確保に十分配慮すべき。
- 「みなし講習」においては、技術者のレベルが担保される範囲で、弾力的な対応

を検討すべき。

#### 4. 構造／設備設計一級建築士定期講習について

##### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべき。

- ・ 1日間の講習（講義5時間程度、修了考査1時間程度）とする。
- ・ 講義内容は、告示等で明確化。
  - ① 構造／設備関係規定に関する科目（関係規定の近年の改正内容等）
  - ② 構造／設備設計に関する科目（最新の建築技術、設計・工事監理の実務の動向、建築物の事故事例、処分事例及びこれを踏まえた職業倫理等）
- とし、具体的な内容は告示等で明確化する。
- ・ 1時間程度、択一方式又は○×方式の修了考査を実施。

##### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査問題の作成・結果の判定を実施すべき。
- 修了考査の基準を作成すべき。

#### 5. 管理建築士講習について

##### 1) 講義・修了考査

- 講義・修了考査については、以下の方向で整理すべきである。

- ・ 1日間の講習とする（講義5時間程度、修了考査1時間程度）。
- ・ 講義内容は、告示等で明確化。
  - ① 関係法令に関する科目（建築士法等）
  - ② 建築物の品質管理に関する科目（業務の進め方や管理方法、経営管理、紛争防止等）
- ・ 1時間程度の○×方式の修了考査を実施。
- ・ 修了考査問題は、講義内容に応じバランスよく出題。
- ・ 修了考査に合格できなかった者は、再度、講義・修了考査を受ける。

##### 2) 登録講習機関の実施体制等

- 建築士を含む合議制の機関を設置し、修了考査の作成・結果の判定を実施すべき。
- 年間に複数回、講習を実施する場合に、修了考査問題をストックさせることを検討すべき。

- 講習教材、修了考査問題、修了考査の合格基準点等を公表すべき。

##### 3) 実務経験審査

- 原則として、建築士事務所における実務経験とし、管理建築士等が証明することとすべき。

「建築士試験の受験資格に係る授業科目に関する実態調査」について  
(最終報告)

[調査概要]

○ 調査対象

建築士試験（一級、二級・木造）の受験資格が与えられている全ての教育課程（現存する課程に限る）。 合計 3,179 課程（下記 599 課程 + 2,580 課程の合計。）

《一級建築士試験受験資格保有課程：合計 599 課程》

試験実務年数		2年	3年	4年	計
1	大学	319	15		334
2	短期大学			4	4
3	高等専門学校			41	41
4	高等学校				0
5	防衛大学校	1			1
6	職業能力開発大学校	8		7	15
7	職業能力開発短期大学校			13	13
8	職業能力開発校等				0
9	職業訓練短期大学校			6	6
10	職業訓練校等			1	1
11	専修学校・各種学校	3	21	160	184
12	その他				0
	計	331	36	232	599

《二級・木造建築士試験受験資格保有課程：合計 2,580 課程》

試験実務年数		0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	大学	145	115	226	4				490
2	短期大学	8	6	42	1				57
3	高等専門学校	4	7	58					69
4	高等学校		2	1	481	769			1,253
5	防衛大学校								
6	職業能力開発大学校	8		1					9
7	職業能力開発短期大学校	7	1	1					9
8	職業能力開発校等		1	10	34	5	3		53
9	職業訓練短期大学校	2							2
10	職業訓練校等	5	13	81	165	83	31		378
11	専修学校・各種学校	136	45	62	6	4	3		256
12	その他	3	1						4
	計	318	191	482	691	861	37		2,580

○ 調査実施方法

インターネットを利用した Web アンケート調査

## ○ 調査実施期間等

- ・ 調査協力要請文書の発送 : 平成19年8月7日（火）
- ・ アンケート回答期間 : 平成19年8月10日（金）～11月6日（水）
- ・ 集計・結果のとりまとめ : 平成19年9月4日（火）～9月20日（木）[第1回集計]  
平成19年9月21日（金）～11月5日（月）[第2回集計]  
平成19年11月6日（水）～12月5日（水）[最終集計]

## ○ アンケート回収状況

	配布数	最終集計数（回収率）
一級建築士試験受験資格保有課程	599	257 (42.9%)
大学	334	129 (38.6%)
短期大学	4	2 (50.0%)
高等専門学校	41	22 (53.7%)
専修学校・各種学校	184	88 (47.8%)
その他	36	16 (44.4%)
二級・木造建築士試験受験資格保有課程(一級重複分を除く)	2,580	311 (12.1%)
大学	490	49 (10.0%)
短期大学	57	17 (29.8%)*1
高等専門学校	69	2 (2.9%)
高等学校	1,253	153 (12.2%)*2
専修学校・各種学校	256	34 (13.3%)
その他	455	56 (12.3%)
合計	3,179	568 (17.9%)

\* 1 専攻科2課程を含む

\* 2 専攻科1課程を含む

## [最終集計の方法]

- 最終集計として、4年制大学、短期大学（2年制）、高等専門学校、高等学校を対象に、別添資料②「指定科目の必要単位数について」において提示されている単位数の設定を検証するための集計・分析を実施。

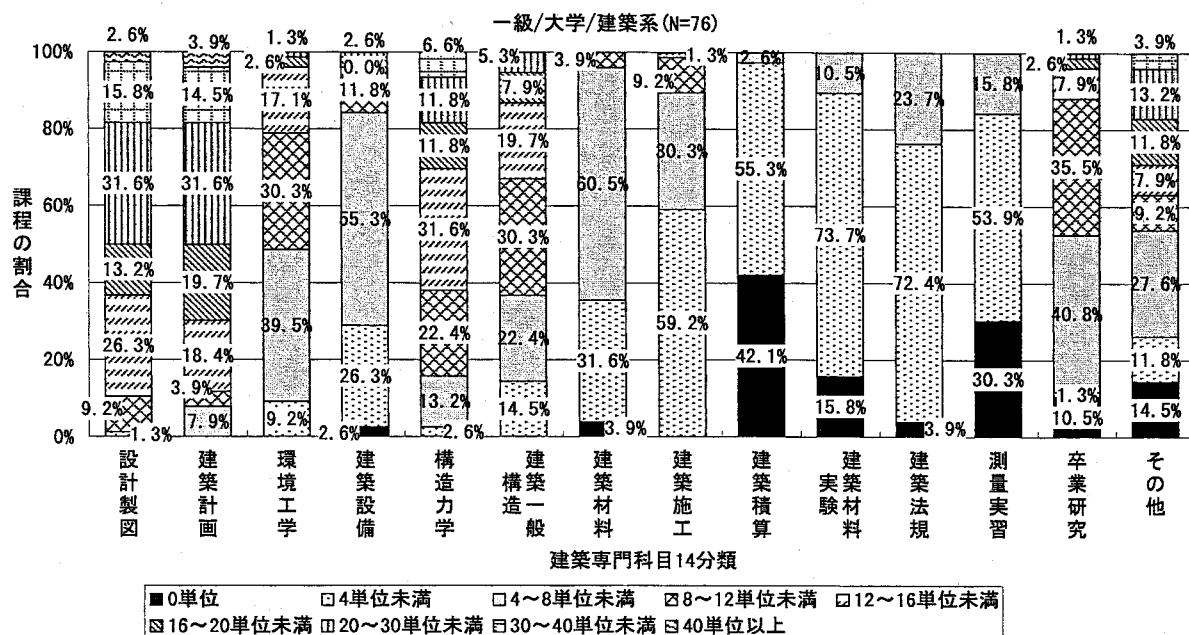
## 【調査結果の概要（最終集計）】

### 1) 建築に関する指定科目的分類について

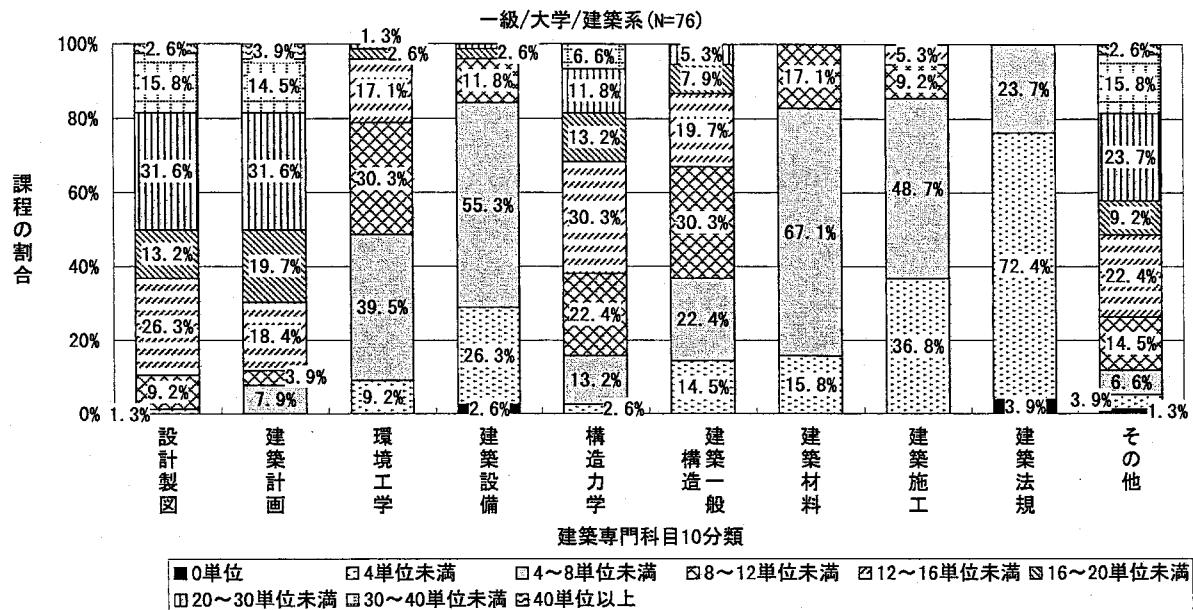
別添資料②「指定科目の必要単位数について」に提示されている、指定科目の必要単位数を設定するにあたり、指定科目の分類数の妥当性を確認する。

一級建築士受験資格を保有する建築系大学（76課程）を対象とした、「教育課程認定の運用細則」における授業科目の小分類（12分類）に卒業設計・その他を追加した14分類についての実態調査結果は以下の通り。

→ 「建築設備」、「建築材料」、「建築積算」、「建築材料実験」、「建築法規」、「測量実習」等において、0単位の課程があった。

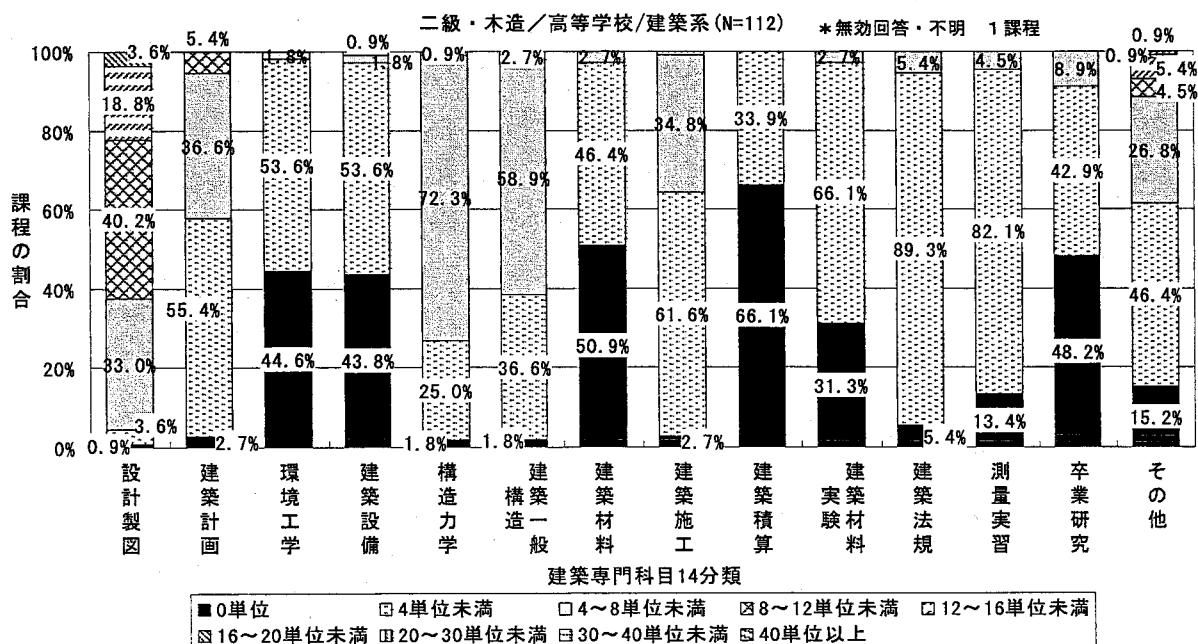


建築積算を建築施工に、建築材料実験を建築材料に、測量実習・卒業研究をその他に整理し直した場合（合計10分類=「設計製図」～「建築法規」の9分野+「その他」）の結果は以下の通り。



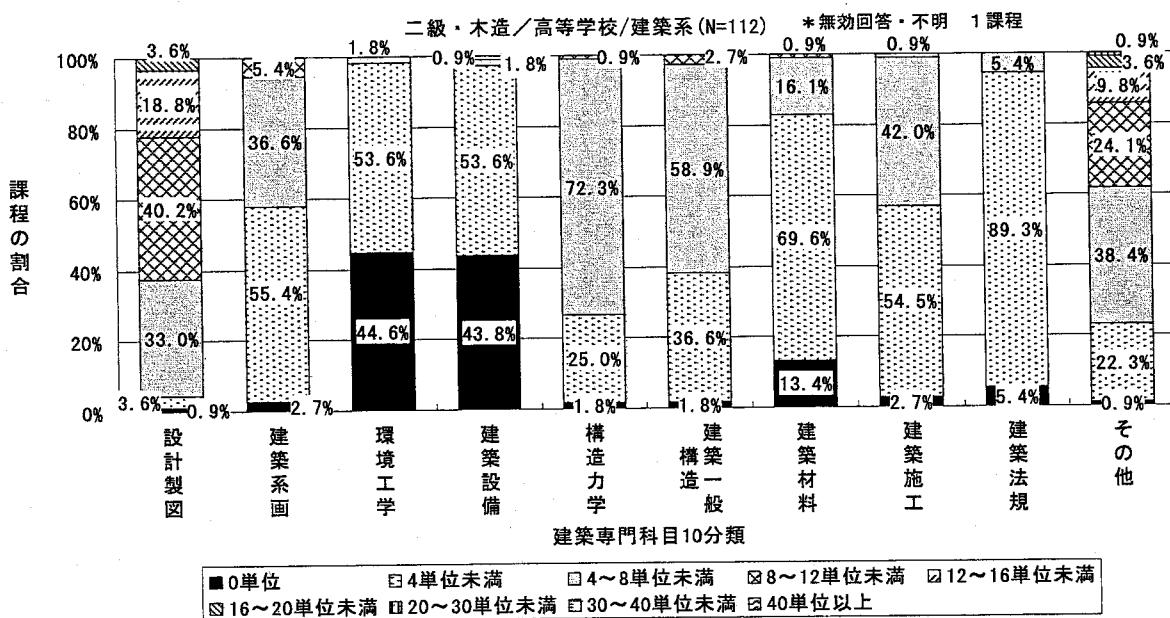
同様に、二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校（113課程）を対象とした、「教育課程認定の運用細則」における授業科目の小分類（12分類）に卒業設計・その他を追加した14分類についての実態調査結果は以下の通り。

→ 全ての分類において、0単位の課程があった。

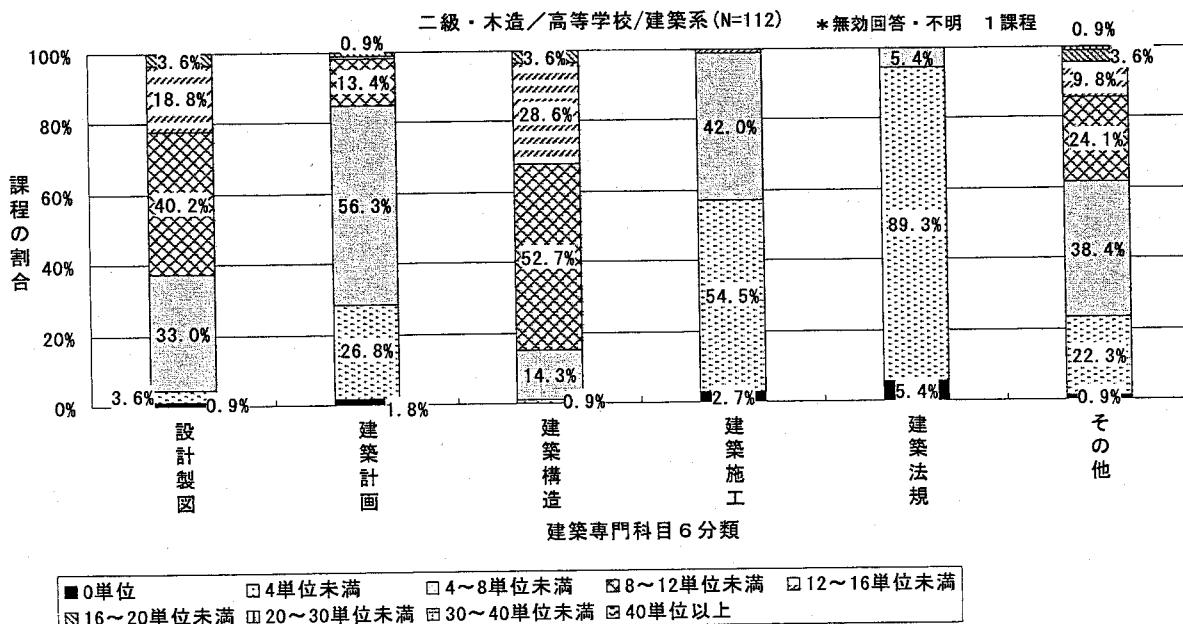


建築積算を建築施工に、建築材料実験を建築材料に、測量実習・卒業研究をその他に整理し直した場合（合計10分類=「設計製図」～「建築法規」の9分野+「その他」）の結果は以下の通り。

→ 全ての分類において、0単位の課程があった。



さらに、環境工学・建築設備を建築計画に、構造力学・建築一般構造・建築材料を建築構造に整理し直した場合（合計6分類=「設計製図」～「建築法規」の5分野+「その他」）の結果は以下の通り。

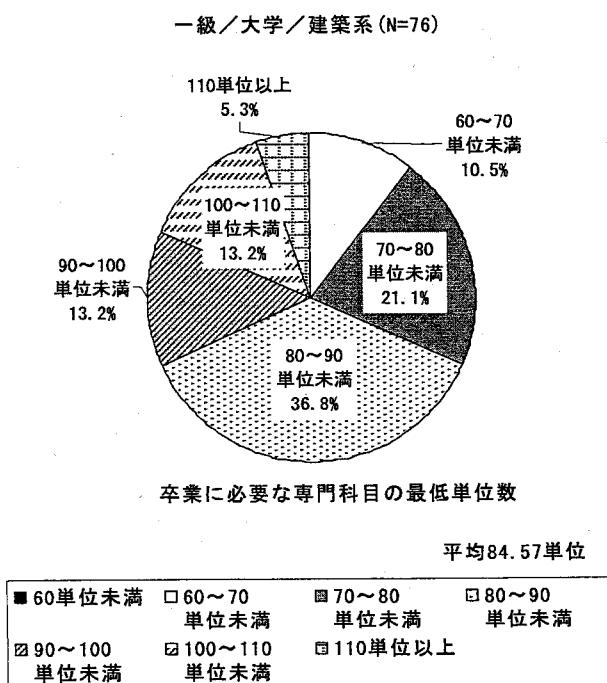


## 2) 建築に関する指定科目の「合計最低単位数」について

別添資料②「指定科目の必要単位数について」に提示されている、建築に関する指定科目の「合計最低単位数」の設定の妥当性を確認するために、一級建築士受験資格を保有する建築系大学（76課程）、建築系短期大学（1課程）、建築系高等専門学校（9課程）及び二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校（113課程）の「卒業に必要な専門科目の最低単位数」を整理した。結果は以下の通り。

### 《一級／建築系大学》

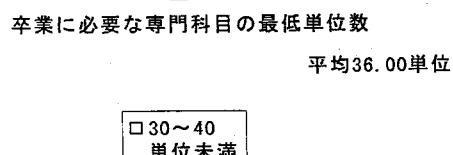
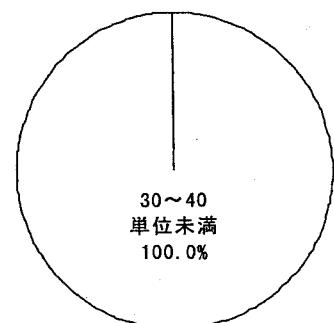
- 一級建築士受験資格を保有する建築系大学では、「卒業に必要な専門科目の単位数」の平均は約85単位であり、9割の建築系大学が70単位以上、7割の建築系大学が80単位以上に設定している。
- 60単位を下回る建築系大学はない。



### 《一級／建築系短期大学（2年制）》

- 一級建築士受験資格を保有する建築系短期大学（2年制）については、1課程のみ回答があり、「卒業に必要な専門科目の単位数」は36単位である。

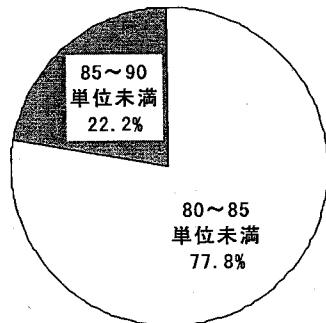
### 一級／短期大学／建築系 (N=1)



### 《一級／建築系高等専門学校》

- 一級建築士受験資格を保有する建築系高等専門学校では、「卒業に必要な専門科目の単位数」の平均は約83単位であり、全課程が80～90単位に設定している。
- 40単位を下回る建築系高等専門学校はない。

### 一級／高等専門学校／建築系 (N=9)



卒業に必要な専門科目の最低単位数

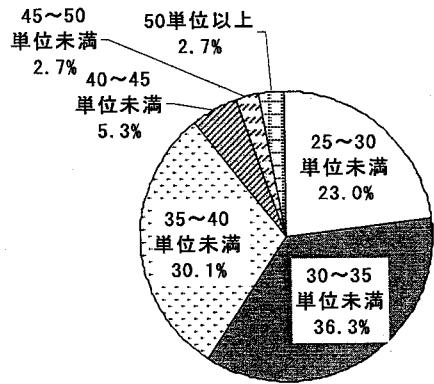
平均82.89単位

□ 80～85 単位未満  
■ 85～90 単位未満

### 《二級・木造／建築系高等学校》

- 二級・木造建築士受験資格を保有する高等学校では、「卒業に必要な専門科目の単位数」の平均は約34単位であり、3/4の高等学校が30単位以上に設定している。
- 20単位を下回る建築系高等学校はない。

### 二級／高等学校／建築系 (N=113)



卒業に必要な専門科目の最低単位数

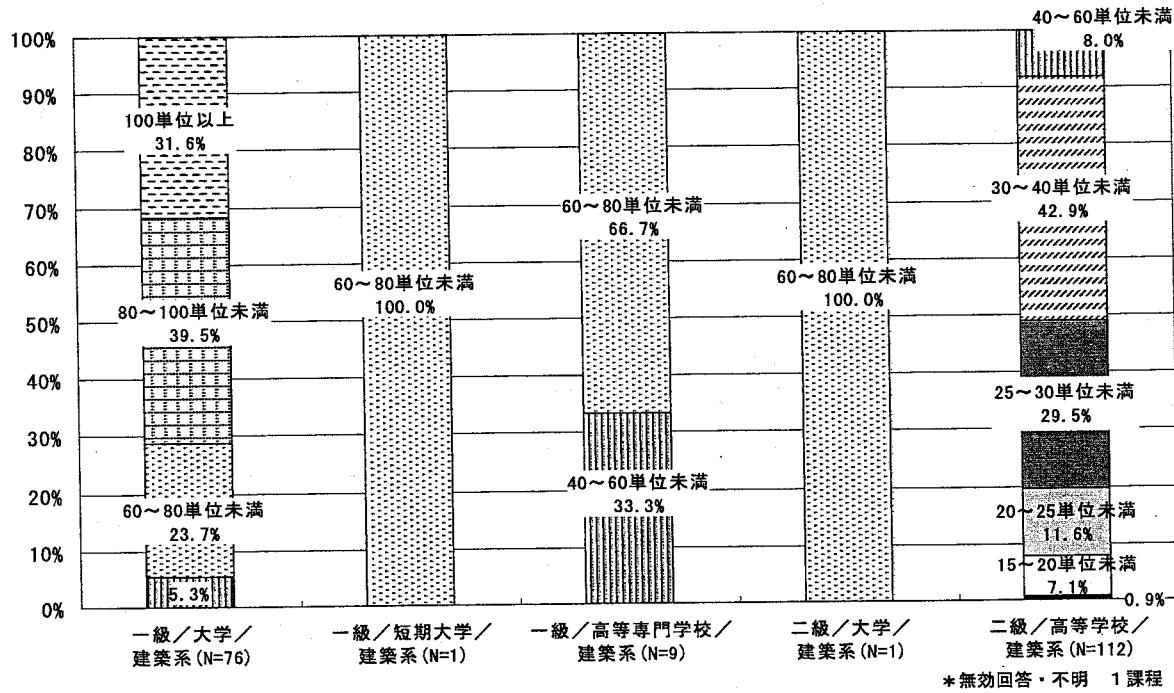
平均33.93単位

□ 25～30 単位未満  
■ 30～35 単位未満  
△ 35～40 単位未満  
□ 40～45 単位未満  
□ 45～50 単位未満  
■ 50単位以上

### 3) 建築に関する指定科目の必要単位数について

別添資料②「指定科目の必要単位数について」に提示されている、建築に関する指定科目の必要単位数の設定の妥当性を確認するために、一級建築士受験資格を保有する建築系大学（76課程）、建築系短期大学（1課程）、建築系高等専門学校（9課程）及び二級・木造建築士受験資格を保有する建築系大学（1課程）、建築系高等学校（113課程）の建築専門科目（設計製図～建築法規）の合計単位数を整理した。結果は以下の通り。

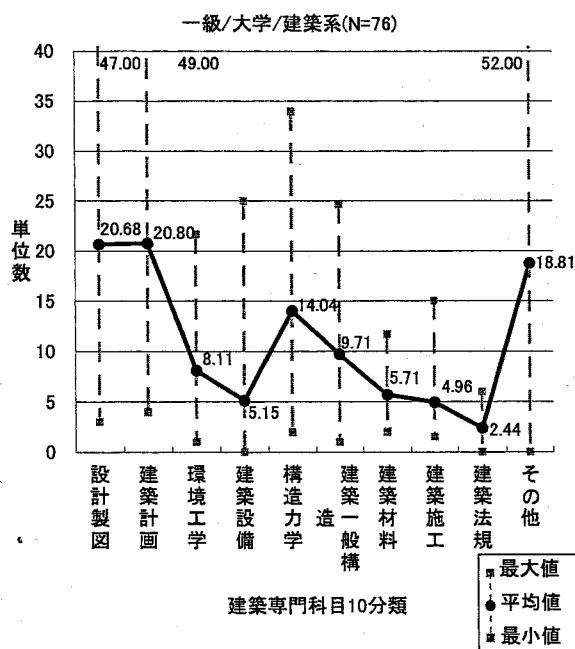
※ 二級・木造建築受験資格を保有する建築系短期大学、建築系高等専門学校からは回答が無かった。



- 一級建築士受験資格を保有する建築系大学では、建築専門科目（設計製図～建築法規）の合計が30単位未満となる課程はない。7割の課程が80単位以上のカリキュラムを有している。
- 一級建築士受験資格を保有する建築系短期大学については、1課程のみ回答があり、建築専門科目（設計製図～建築法規）の合計は79単位である。
- 一級建築士受験資格を保有する建築系高等専門学校では、建築専門科目（設計製図～建築法規）の合計が30単位未満となる課程はない。2/3の課程が60～80単位のカリキュラムを有している。
- 二級・木造建築士受験資格を保有する建築系大学（一級資格なし）については、1課程のみ回答があり、建築専門科目（設計製図～建築法規）の合計は62.5単位である。
- 二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校では、建築専門科目（設計製図～建築法規）の合計が10単位未満となる課程が1課程ある。ただし、8割の課程が25単位以上のカリキュラムを有している。

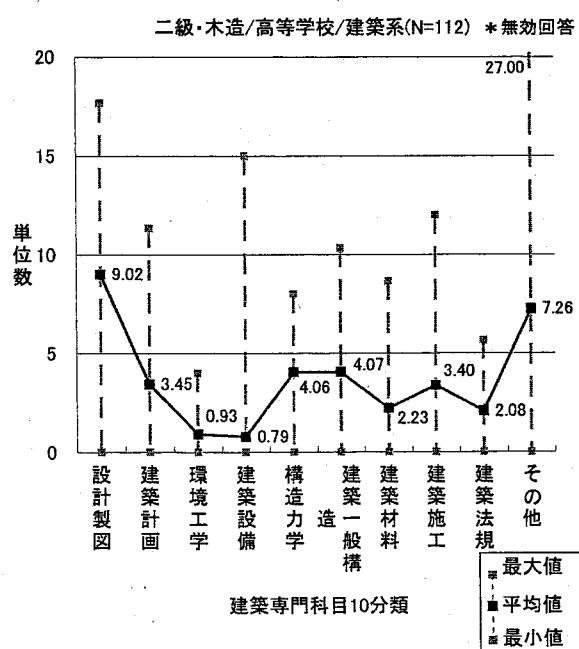
#### 4) 建築に関する指定科目の必要単位数のバランスについて

別添資料②「指定科目の必要単位数について」に提示されている建築に関する指定科目の分野ごとの必要単位数を設定するために、一級建築士受験資格を保有する建築系大学（76課程）の各分野（設計製図～建築法規）の平均単位数の比率を算出し、その比率に基づき各分野の単位数を設定した。結果は以下の通り。



建築専門科目 (9分野)	平均 単位数	比率	30単位を配分	
設計製図	20.68	22.6%	6.77	7
建築計画	20.80	22.7%	6.81	7
環境工学	8.11	8.8%	2.65	2
建築設備	15.15	5.6%	1.69	2
構造力学	14.04	15.3%	4.60	4
建築一般構造	9.71	10.6%	3.18	3
建築材料	5.71	6.2%	1.87	2
建築施工	4.96	5.4%	1.63	2
建築法規	2.44	2.7%	0.80	1
計	91.61	100.0%	30	30

同様に、二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校（113課程）の各分野（設計製図～建築法規）の平均単位数の比率と配分結果は以下の通り。



建築専門科目 (9分野)	建築専門科目 (5分類)	平均 単位数	比率	10単位を配分	
設計製図	設計製図	9.02	30.0%	3.00	3
	建築計画	3.45	11.5%	1.15	
		0.93	3.1%	0.31	2
		0.79	2.6%	0.26	
構造力学	建築構造	4.06	13.5%	1.35	
		4.07	13.6%	1.36	3
		2.23	7.4%	0.74	
	建築施工	3.40	11.3%	1.13	1
建築法規	建築法規	2.08	6.9%	0.69	1
計		30.03	100.0%	10	10

## 5) 指定科目の構成案の検証

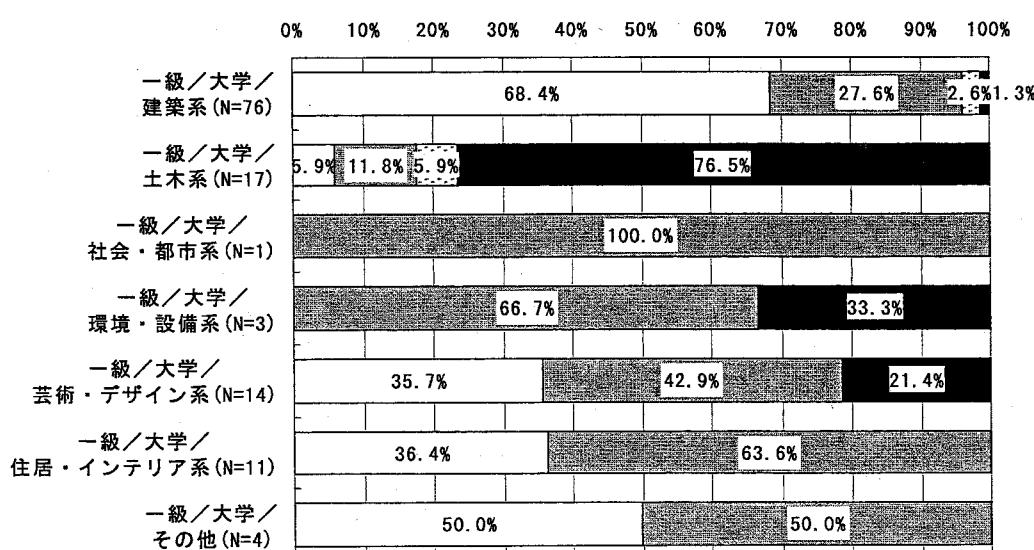
別添資料②「指定科目の必要単位数について」に提示されている要件に対する、一級建築士受験資格を保有する4年制大学(129課程)、短期大学(2課程)、高等専門学校(22課程)及び二級・木造建築士受験資格を保有する4年制大学(49課程)、短期大学(専攻科2課程を除く15課程)、高等専門学校(2課程)、高等学校(専攻科1課程を除く152課程)のカリキュラム設置状況に関する実態調査結果は以下の通り。

### 《4年制大学／一級・実務経験2年》

～「合計最低単位数」60単位以上、9分野の必要単位数30単位以上～

- 一級建築士受験資格を保有する建築系大学については、7割が「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- 土木系大学には、「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程がほとんどない。
- 社会・都市系大学は、1課程のみ回答があり、「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有していない。
- 芸術・デザイン系大学と住居・インテリア系大学については、1/3が「一級・実務経験2年」の要件に適合するカリキュラムを有している。

大学／一級・実務経験2年(N=126) \*無効回答・不明 3課程



□ 要件以上のカリキュラムがある	■ 9分野の必要単位数の要件を満たさない
□ 合計最低単位数の要件を満たさない	■ 両方を満たさない

なお、上記の一級建築士受験資格を保有する建築系大学について、9分野の必要単位数の要件を満たさない課程（「両方を満たさない」課程含む）における9分野の不足単位数は以下の通り。

- 不足単位数が2単位以下の課程がほとんどである。

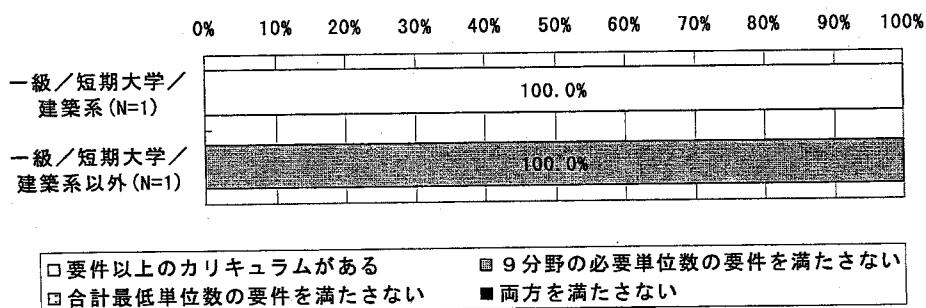
不足単位数 1単位以下	12 課程	15.8%
不足単位数 2単位以下	7 課程	9.2%
不足単位数 5単位以下	1 課程	1.3%
不足単位数 10単位以下	2 課程	2.6%
合計	22 課程	28.9%

#### 《短期大学（2年制）／一級・実務経験4年》

～「合計最低単位数」40単位以上、9分野の必要単位数30単位以上～

- 一級建築士受験資格を保有する建築系短期大学は、1課程のみ回答があり、「一級・実務経験4年」の要件に適合するカリキュラムを有している。

短期大学（2年制）／一級・実務経験4年（N=2）

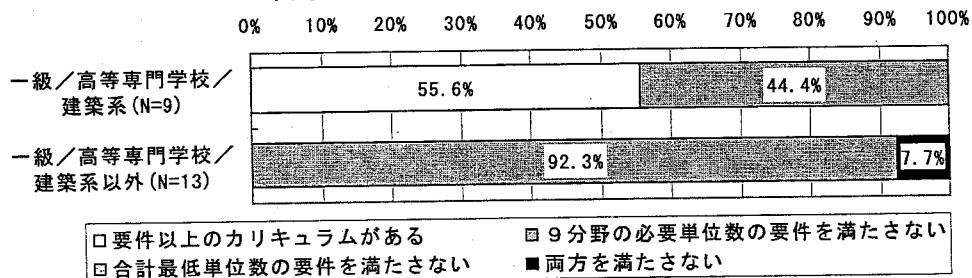


#### 《高等専門学校／一級・実務経験4年》

～「合計最低単位数」40単位以上、9分野の必要単位数30単位以上～

- 一級建築士受験資格を保有する建築系の高等専門学校については、半数以上の課程が「一級・実務経験4年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- 建築系以外の高等専門学校には、「一級・実務経験4年」の要件に適合するカリキュラムを有していない課程はない。

高等専門学校／一級・実務経験4年（N=22）



なお、上記の一級建築士受験資格を保有する建築系高等専門学校について、9分野の必要単位数の要件を満たさない課程における9分野の不足単位数は以下の通り。

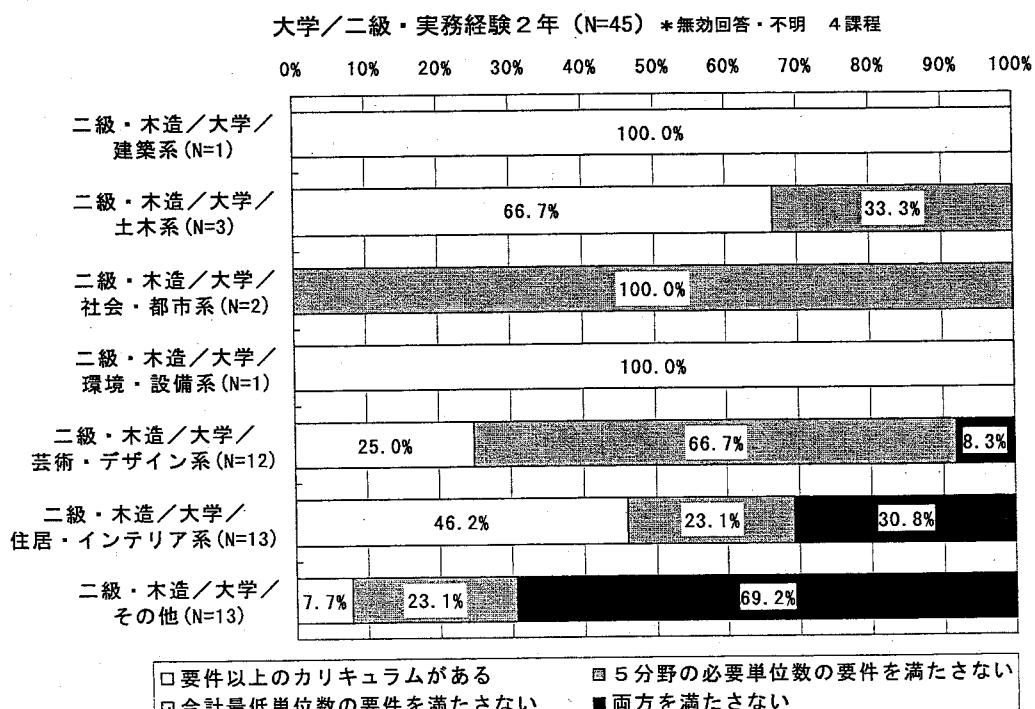
- 全て不足単位数が5単位以下の課程である。

不足単位数 1 単位以下	1 課程	11.1%
不足単位数 2 単位以下	0 課程	0.0%
不足単位数 5 単位以下	3 課程	33.3%
不足単位数 10 単位以下	0 課程	0.0%
合計	4 課程	44.4%

#### 《4年制大学／二級木造・実務経験0年》

～「合計最低単位数」40単位以上、5分野の必要単位数20単位以上～

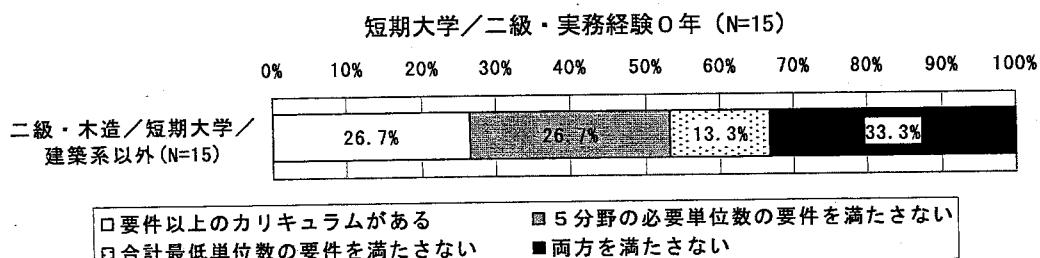
- 二級・木造建築士受験資格を保有する（一級資格なし）建築系大学は、1課程のみ回答があり、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- 土木系大学については、2／3が「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- 社会・都市系大学には、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程はない。
- 芸術・デザイン系大学については1／4、住居・インテリア系大学では半数近くが「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している。



### 《短期大学／二級木造・実務経験0年》

～「合計最低単位数」40単位以上、5分野の必要単位数20単位以上～

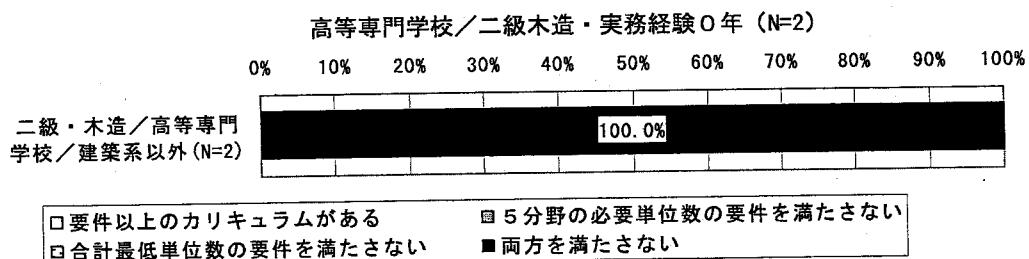
- ・二級・木造建築士受験資格を保有する（一級資格なし）建築系以外の短期大学については、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有していない課程が3／4である。



### 《高等専門学校／二級木造・実務経験0年》

～「合計最低単位数」40単位以上、5分野の必要単位数20単位以上～

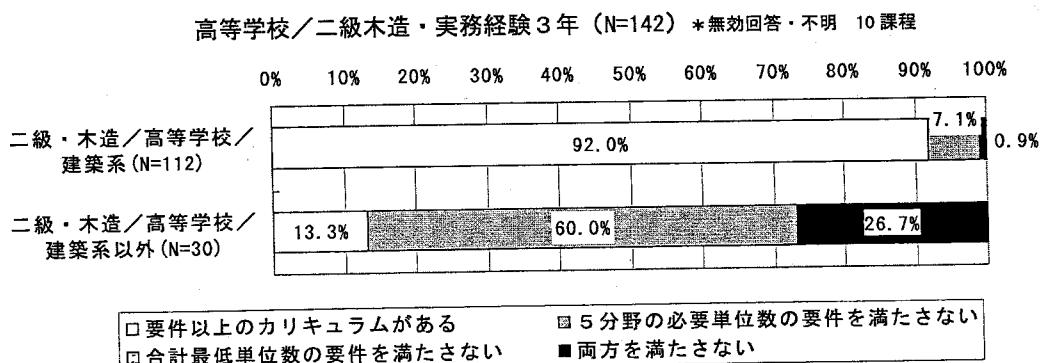
- ・二級・木造建築士受験資格を保有する（一級資格なし）建築系以外の高等専門学校には、「二級木造・実務経験0年」の要件に適合するカリキュラムを有している課程はない。



### 《高等学校／二級木造・実務経験3年》

～「合計最低単位数」20単位以上、5分野の必要単位数10単位以上～

- ・二級・木造建築士受験資格を保有する建築系の高等学校については、9割が「二級木造・実務経験3年」の要件に適合するカリキュラムを有している。
- ・建築系以外の高等学校については、「二級木造・実務経験3年」の要件に適合するカリキュラムを有していない課程が8割以上である。



なお、上記の二級・木造建築士受験資格を保有する建築系高等学校について、5分野の必要単位数の要件を満たさない課程（「両方を満たさない」課程含む）における5分野の不足単位数は以下の通り。

- 不足単位数が2単位以下の課程が大半である。

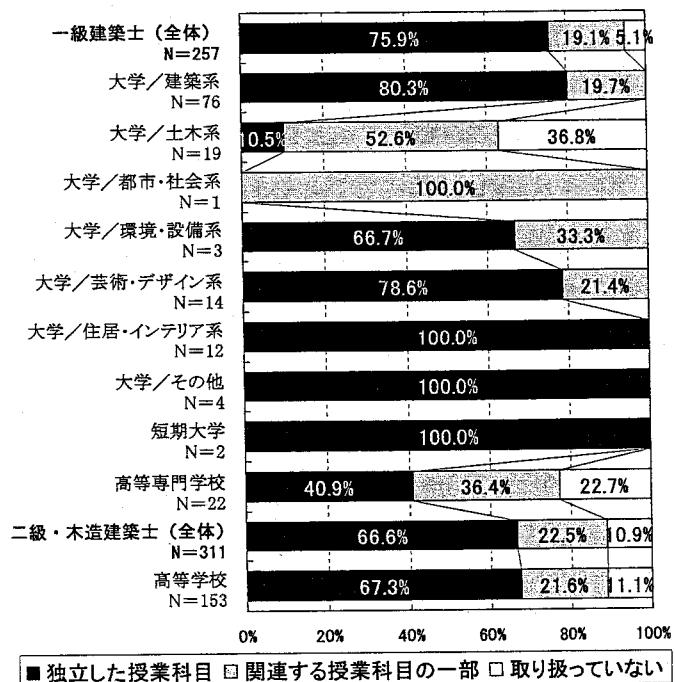
不足単位数 1 単位以下	5 課程	4.5%
不足単位数 2 単位以下	2 課程	1.8%
不足単位数 5 単位以下	1 課程	0.9%
不足単位数 10 単位以下	1 課程	0.9%
合計	9 課程	8.0%

## 6) 建築法規、建築行政、職業倫理に関する授業の取り扱いの実態

### 《建築法規》

- 一級建築士受験資格保有課程では、大部分が「建築法規」を独立した授業科目としているが、土木系大学では1／3、高等専門学校では2割の課程が取り扱っていない。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、2／3の課程が「建築法規」を独立した授業科目としている。

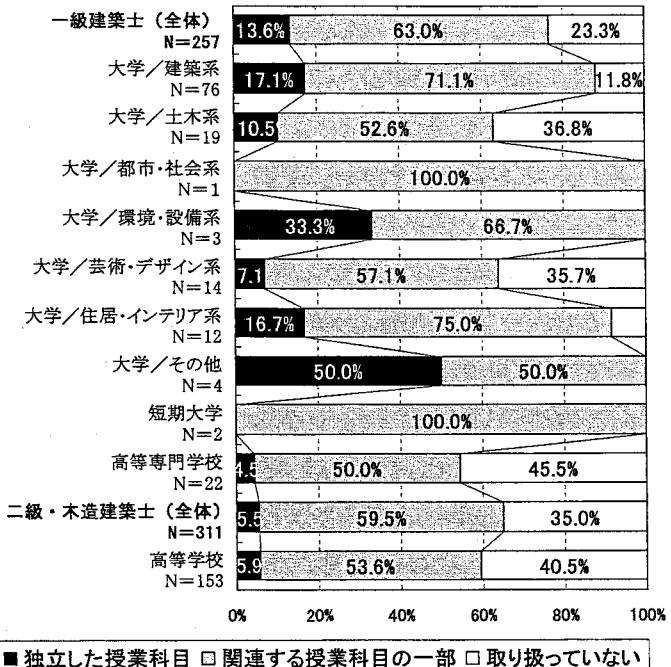
#### ①建築法規(建築基準法の関連規定)



## 《建築行政》

- 一級建築士受験資格保有課程では、多くの課程が「建築行政」を、関連する授業科目の一部として取り扱っているが、土木系大学、芸術・デザイン系大学では1／3、高等専門学校では半数近くの課程が取り扱っていない。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、1／3の課程が「建築行政」を取り扱っておらず、高等学 校では取り扱っていない課程が4割にのぼる。

②建築行政(建築を取り巻く制度等)

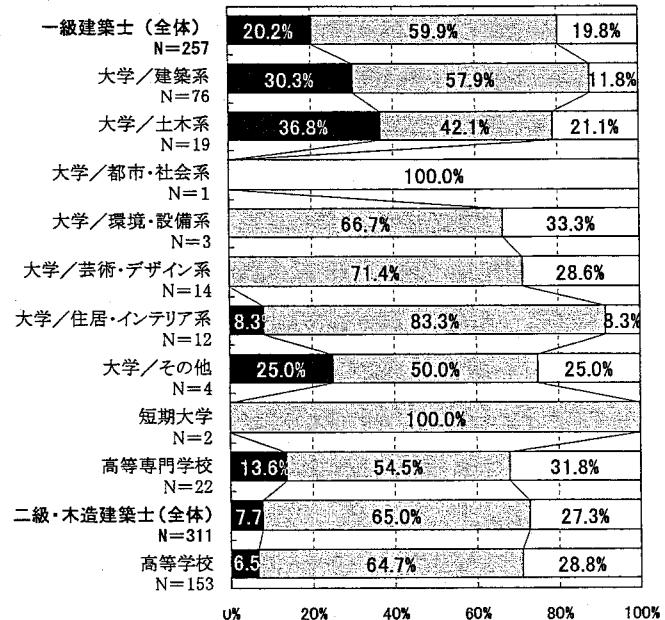


■ 独立した授業科目 □ 関連する授業科目の一部 □ 取り扱っていない

## 《職業倫理》

- 一級建築士受験資格保有課程では、多くの課程で「職業倫理」を、関連する授業科目の一部として取り扱っているが、環境・設備系大学、高等専門学校では1／3程度の課程が取り扱っていない。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「職業倫理」を取り扱っていない課程の割合が3割近くと、比較的多く、独立した授業科目としている課程はほとんどない。

③職業倫理(建築士等の建築に携わる者としての職能や職業倫理)

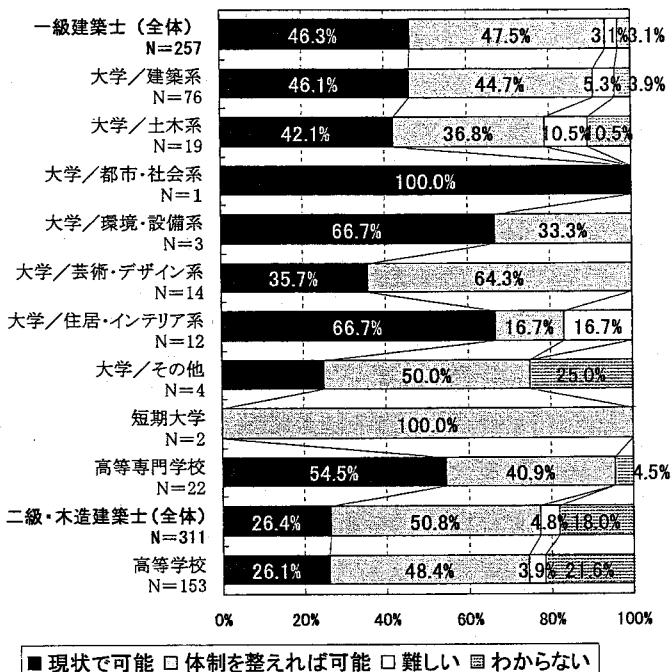


■ 独立した授業科目 □ 関連する授業科目の一部 □ 取り扱っていない

## 7) 指定科目に該当する開講科目の確認手続きへの対応について

- 一級建築士受験資格保有課程では、「難しい」「わからない」という回答はほとんどなく、「現状で可能」「体制を整えれば可能」がほぼ半数ずつを占めている。ただし、土木系大学では「難しい」と「わからない」の合計が2割みられる。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「現状で可能」「体制を整えれば可能」の合計が3／4であり、「わからない」が2割と高い。

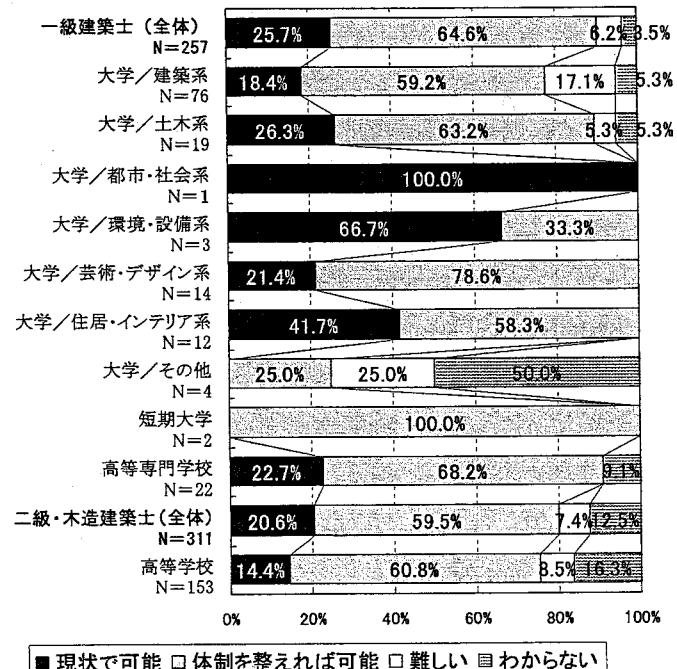
指定科目に該当する開講科目の確認手続きへの対応



## 8) 「卒業証明書・建築士試験指定科目履修状況証明書」の発行の手続きへの対応について

- 一級建築士受験資格保有課程では、「難しい」「わからない」という回答はほとんどなく、「現状で可能」「体制を整えれば可能」の合計は9割を占めている。ただし、建築系大学で「難しい」と「わからない」の合計が2割程度みられる。
- 二級・木造建築士受験資格保有課程では、「現状で可能」「体制を整えれば可能」の合計が8割であり、「難しい」と「わからない」の合計が2割と、一級より高い。

「卒業証明書・建築士試験指定科目履修状況証明書」の発行手続きへの対応



### 建築士制度小委員会委員名簿

小委員長 村上周三 慶應義塾大学教授  
青木宏之 (社) 全国中小建築工事業団体連合会会长  
金子敏夫 東京都都市整備局市街地建築部長  
木原碩美 (社) 日本建築構造技術者協会会长  
久保哲夫 東京大学大学院教授  
河野進 (社) 日本建築家協会元副会長  
笹田己由 全国建設労働組合総連合前住宅対策部長  
戸田晴久 大阪府住宅まちづくり部長  
服部岑生 (社) 日本建築学会 建築教育認定事業委員会委員長  
藤本昌也 (社) 日本建築士会連合会副会長  
牧村功 (社) 建築設備技術者協会会长  
町井充 (社) 建築業協会生産委員会設計専門部会委員  
三栖邦博 (社) 日本建築士事務所協会連合会会长  
野城智也 東京大学教授

## 参考資料2

### 建築士制度小委員会のスケジュール

4月18日（水）15：30～17：30

#### ○ 第1回小委員会の開催

：検討事項、検討スケジュールの確認、委員からの論点のプレゼンテーション 等

5月25日（金）10：00～12：30

#### ○ 第2回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの受験資格に関する論点のプレゼンテーション 等

6月

7月27日（金）13：30～15：30

#### ○ 第3回小委員会の開催（講習制度に関して集中的に討議）

：基本的枠組みの整理、委員からの講習制度に関する論点のプレゼンテーション 等

8月

9月21日（金）10：00～12：00

#### ○ 第4回小委員会の開催（講習制度及び受験資格に関して集中的に討議）

：講習制度に関する論点整理 等

10月

11月6日（火）15：30～17：30

#### ○ 第5回小委員会の開催（受験資格に関して集中的に討議）

：建築士受験資格について 等

12月6日（木）10：00～12：00

#### ○ 第6回小委員会の開催

：最終とりまとめ

## 社会资本整備審議会答申（抜粋）（講習関連部分）

### 4. 建築物の安全性確保のために講すべき施策

#### （1）建築士制度の抜本的な見直し

##### ① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

###### イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考查の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

##### ② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講すべきである。

- ・一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士（仮称）、特定設備建築士（仮称））による構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合性証明を義務付けること。
- ・上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を確認申請書に添付しなければならないこととすること。
- ・特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とすること。

### ③ 建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るために、次の措置を講すべきである。

- ・建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。

## 社会资本整備審議会答申（抜粋）（受験資格部分）

### 4. 建築物の安全性確保のために講すべき施策

#### （1）建築士制度の抜本的な見直し

##### ① 建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

##### ア. 新たに建築士になる者の資質、能力の確保

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化してきており、一級建築士については、こうした専門別の業務を理解して、指示し、チェックできるだけの能力が必要となってきている。また、構造及び設備の専門能力を有する一級建築士を育成し、こうした人材を確保することも必要となってきている。したがって、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその能力を確認するための試験によって厳格に判定することとすべきである。

現在、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する正規の課程を卒業していること及び建築に関する一定期間以上の実務経験を有していることを基本的な要件としている。実務経験については幅広に認められており、大学院における研究期間等設計業務や工事監理業務の経験がない場合であっても受験資格が認められ、試験に合格すれば建築士として、設計業務等を行うことが可能となっている。

建築士の信頼を損なう事案の発生を踏まえ、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう、次のような措置を講ずべきである。

- ・受験資格である学歴要件については、受験希望者が、所定の学科を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより、判断すること。
- ・受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとすること。
- ・これらの見直しの一貫として、専門能力を有する技術者の受験資格についても適切に見直しを行うこと。
- ・さらに、構造及び設備等の専門分野の設計の重要性が増すなど高度化・専門分化する建築設計に対応するため、試験内容についても適切に見直しを行うこと。

一級建築士の受験資格に係る教育課程認定の運用基準(平成 15 年 4 月改訂)

審査においては以下の基本的な要件を満たすことを総合的に確認することとし、教育課程のカリキュラム、授業時間数、専任教員に係る詳細は別紙の運用細則に基づいて認定する。

- ①当該課程の授業科目に対応した適切な授業内容、授業時間数、専任教員等を有し、それらが継続的に維持されること。
- ②建築士法施行規則第 11 条第 3 項に掲げる必要な知識を習得するための科目を網羅しており、教育課程の教育上の目的に応じて体系的に編成されていること。  
建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む。）、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築積算、建築法規 等
- ③構造力学、設計製図、建築材料実験（又は測量実習）を必修科目としており、それらに対応する専用の製図室及び材料実験装置等を有すること。
- ④専任教員の専門分野に偏りがないこと。（建築計画、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築材料実験又は測量実習、設計演習のそれぞれを担当する専任教員を適切に設置すること。）

## 教育課程認定の運用細則

### 1. 入学資格（専修学校の場合）

学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者

### 2. 卒業要件となる専門科目の単位数

大学：65単位以上

専修学校：60単位以上

※専修学校で単位制を取っていない課程は、1単位=25実時間として換算すること。

### 3. 講師以上（教授、助教授、専任講師等）で申請課程所属の専任教員

#### ・専任教員の数

5名以上（ただし、十分に余裕を持った数とすること。また、一級建築士を含むことが望ましい。）

#### ・専任教員1人当たりの学生数

30人以下が望ましい。

### 4. 専任教員の資格

給与月額が14万円以上であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した後、教育等に関して5年以上の実務の経験を有する者

二 高等学校及び専門学校（旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校をいう。）を卒業した後、教育等に関して10年以上の実務の経験を有する者

三 一級建築士であり、かつ教育等に関して5年以上の実務の経験を有する者

### 5. 授業科目

〔別表〕に示す授業科目を標準とし、〔参考〕に示す受験資格に係る教育課程のカリキュラム構成の現状等を踏まえ、教育課程の教育上の目的に応じて総合的に判断する。

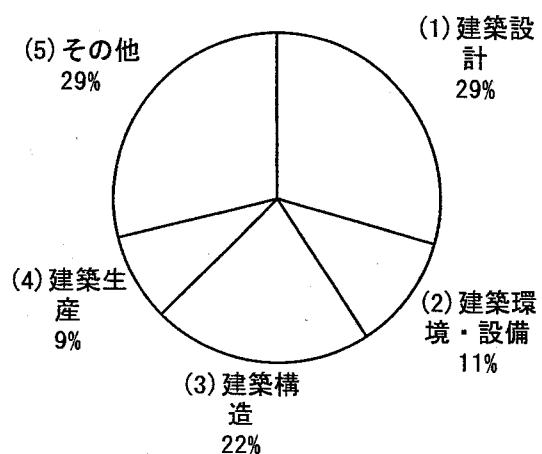
[別表] 授業科目

大分類	小分類	標準的な授業内容
建築設計 ・計画	建築計画	単体建物や空間の計画のもとになる人間の行動や意識と空間との相互作用に関するもの (例: 建築計画、住宅計画、都市計画 等)
	設計製図	建築物及び工作物等を製作したり施工したりするために、その形態、材料、構造などを決め、図面などに表示する演習等 <u>※戸建住宅、集合住宅（中・高層以上）、非木造の特殊建築物（事務所、図書館、劇場等）の設計製図は必修とすること。</u> (上記必修以外の例: 複合建築物の設計製図 等)
建築環境 ・設備	環境工学	建築等の環境において人体の健康に及ぼす影響を考察するもの (例: 音環境、光環境、熱環境、空気環境 等)
	建築設備	建築等に設けられる各種の環境形成・維持システムや、各種の利便設備、安全設備及びそれらを運転するために必要なエネルギー供給設備に関するもの (例: 空調設備、換気設備、給排水設備、電気設備 等)
建築構造	構造力学	構造物の応力や変形を求める構造計算の基礎理論 <u>※材料力学、静定構造の弹性解析、不静定構造の弹性解析は必修とすること。</u> (上記必修以外の例: 骨組の弹性解析、振動学 等)
	建築一般構造	一般に建築物等を実態的に構築する方法に関するもの (例: 木質構造、鉄筋コンクリート構造、鋼構造、鉄骨鉄筋コンクリート構造 等)
建築生産	建築材料	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材に関するもの (例: 木材、コンクリート、鉄筋コンクリート、鉄骨の性質 等)
	建築施工	建築又は建設の工事の実施に関するもの (例: 建築施工 等)
	建築積算	建築等の工事において設計図書などから工事費等を予測する作業に関するもの (例: 建築積算 等)
	建築材料実験	建築物及び工作物等に使用される材料及び仮設材の特性等を理解するために行う実験等 <u>※材料系実験、構造系実験、環境工学系実験等のいずれかを必修とすること。</u>
その他	建築法規	建築物等に関する基準などを定めた法律及び命令に関するもの (例: 建築基準法、建築基準関係規定 等)
	測量実習	土地及びそれに付随するものの形や大きさの計測に関する実習等 (例: 測量実習 等)
	その他	その他 (例: 日本建築史、世界建築史 等)

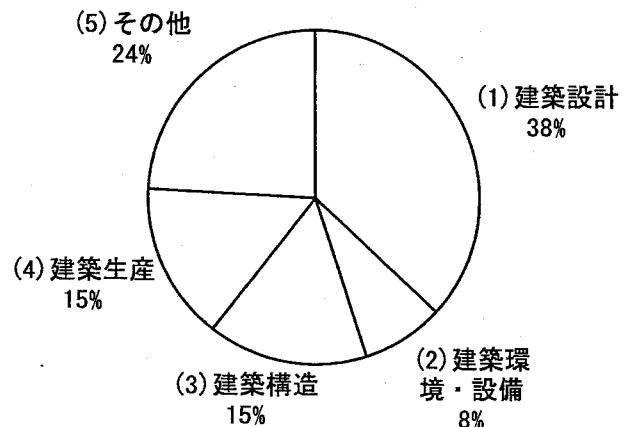
[参考] 大学（建築）及び専修学校（2年制）におけるカリキュラム構成比率の現状  
[平成14年度アンケート調査より]

1. 提供単位数（必修を含む。）

①大学（建築）

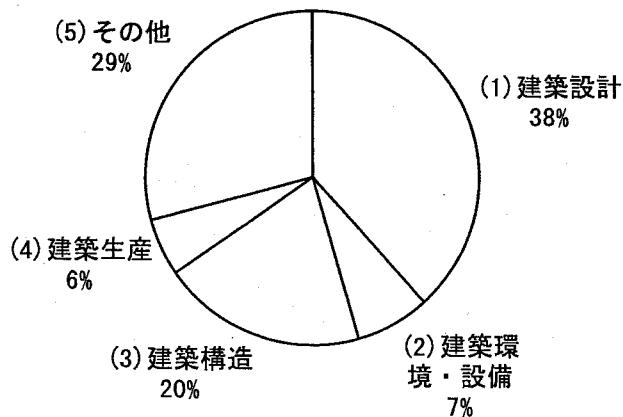


②専修学校（2年制）



2. 必修単位数

①大学（建築）



②専修学校（2年制）

